事 務 連 絡 令和6年12月12日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康·生活衛生局 感染症対策部感染症対策課

鳥インフルエンザ (H5N1) に係る積極的疫学調査の実施等について (依頼)

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、世界における動物及びヒトの鳥インフルエンザ(H5N1)の発生状況等を踏まえ、鳥インフルエンザ(H5N1)患者の発生を早期に発見する観点から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第15条の規定に基づく鳥インフルエンザ(H5N1)に係る感染症の発生の状況、動向及び原因の調査及び検査の実施等について、別添のとおり都道府県等宛てに通知しました。

つきましては、鳥インフルエンザ (H5N1) が疑われる患者を診療した場合の取扱いについて、貴会会員に周知いただきますようよろしくお願いします。